

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和6年8月14日
厚生労働省
保険局国民健康保険課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について、令和6年6月7日（金）から同年7月6日（土）まで御意見を募集したところ、606件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、概要の2（4）の事項については、別途改正を行うこととし、本政令では定めないこととしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	(現行の被保険者証は継続すべきというご意見) ・マイナンバーカードの普及が進まないなか、現行の被保険者証を廃止するとマイナンバーカードを持たない者が保険診療を受けられなくなる懸念がある。	現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナンバーカードによる電子資格確認を基本とした仕組みに移行することは、第211回国会でのご審議を踏まえて令和5年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき創設されたものです。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子資格確認を行う機器の故障などが生じたときなどのためにも残しておくべき。 ・カードリーダーでの医療機関の受付に不慣れな方が多く、窓口で説明するスタッフが必要になるなど、医療機関窓口の負担が増えている。 ・マイナンバーカードに被保険者証の機能を一体化すると、マイナンバーカードを常時携帯することになり、子どもや高齢者が紛失するリスクがある。 ・資格確認書の発行のために、現行の被保険者証を残せば生じないコストがかかる。 ・身体障害のある方など、資格確認書の申請を行うことができない場合がある。 	<p>一方で、被保険者証の新規発行終了後に、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただけるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日以降も、最大1年間、現行の被保険者証が使用可能であるほか、 ・マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず各保険者において資格確認書を発行するなど、必要な措置を講じることとしています。 <p>また、保険者から被保険者に対し、健康保険証の廃止について、現行の健康保険証の有効期限、資格確認書の交付の運用等も含めて周知しています。</p> <p>高齢者や障害者等を含め、被保険者が必要な保険診療を受けられないといったことがないように、引き続き、きめ細かな対応に取り組んでまいります。</p> <p>なお、健康保険証の廃止に伴い、現行の健康保険証の発行に要しているコストの削減等が想定され、今後将来にわたり医療保険者全体でコストの削減につながるものと考えています。</p>
2	<p>(マイナンバーカードと被保険者証の一体化に反対というご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意で作成する個人番号カードに、保険診療を受けるために必要な被保険者証の機能を持たせるべきではない。 	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、過去の服薬情報や特定健診の結果など、患者本人の健康・医療に関する多くのデータに基づいた、より良い医療を受けていただくことが可能になるほか、医療機関や医療保険者にとっても様々な事務コストの削減にもつながるなど、多くのメリットがあると考えています。</p>

	<p>・他人の情報が誤って紐付けられているなど、電子資格確認のシステムにはトラブルが多い。個人情報漏洩するのではないか。</p>	<p>国民の不安払しょくのため、令和5年12月までにマイナンバーの紐付け誤りの総点検を完了するとともに、医療情報という特性を踏まえ、登録されている全データについて、住民基本台帳の情報との照合を実施し、必要な確認作業を終了しました。</p> <p>今後とも、国民への周知広報の取組も行いながら、マイナ保険証の利用促進を積極的に推進するとともに、マイナ保険証への移行に際して、全ての方が安心して確実に保険診療を受けていただける環境整備に取り組んでまいります。</p>
--	--	---

※上記のほか、6件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。